

【インドネシア】特許法第 20 条の撤廃法案の国会への提出について

2020 年 2 月 19 日

ジェトロ・バンコク事務所

インドネシア政府は、2020 年 2 月 12 日、特許法第 20 条の撤廃を含む投資の円滑化に関するオムニバス法案を国会に提出した。

特許法第 20 条は特許権の国内実施義務を定めるものであるが、TRIPS 条約に違反する可能性があるとして複数の国から批判が寄せられていたため、オムニバス法案第 110 条において特許法第 20 条を撤廃 ("abolish") することが規定されている。インドネシア大統領は、100 日以内に法案の成立を目指すコメントしている。

URL 等

<http://ekon.go.id/info-sektoral/15/6/dokumen-ruu-cipta-kerja>

本内容は、日本貿易振興機構が 2020 年 2 月現在、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. 等より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。
